



熊本県公報

号外 第 19 号
平成 29 年 4 月 28 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例
施行規則の一部を改正する規則…………… (秘書グループ) 1
- 知事の職務代理…………… (人事課) 1

規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 29 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 21 号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年熊本県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。
別記第 3 号様式中

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得			

を

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・雑所得			

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 519 号の 2

平成 29 年 5 月 2 日から同年 5 月 7 日までの間、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、知事の職務を副知事田嶋徹が代理する。

なお、知事職務代理者の呼称は、次のとおりとする。

平成 29 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹